



消防本部からの重要なお知らせ



消防法令改正に伴い、すべての飲食店に
消火器の設置が義務付けられます！

経緯として

2016年12月22日に新潟県糸魚川市で飲食店が火元とされる大規模火災が発生しました。そのことを受け、これまで消防法令で消火器設置の義務がなかった延べ床面積150㎡未満の飲食店にも2019年10月1日から消火器の設置が義務になります。

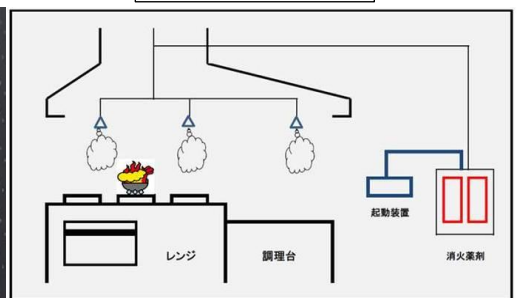
**1 消火器はすべての飲食店に設置が義務になります。
ただし、消火器設置が免除になる場合があります**



調理油過熱防止装置



自動消火装置



この図の装置がついている火気使用設備・器具とIH調理器具のみ使用している飲食店は除かれます。

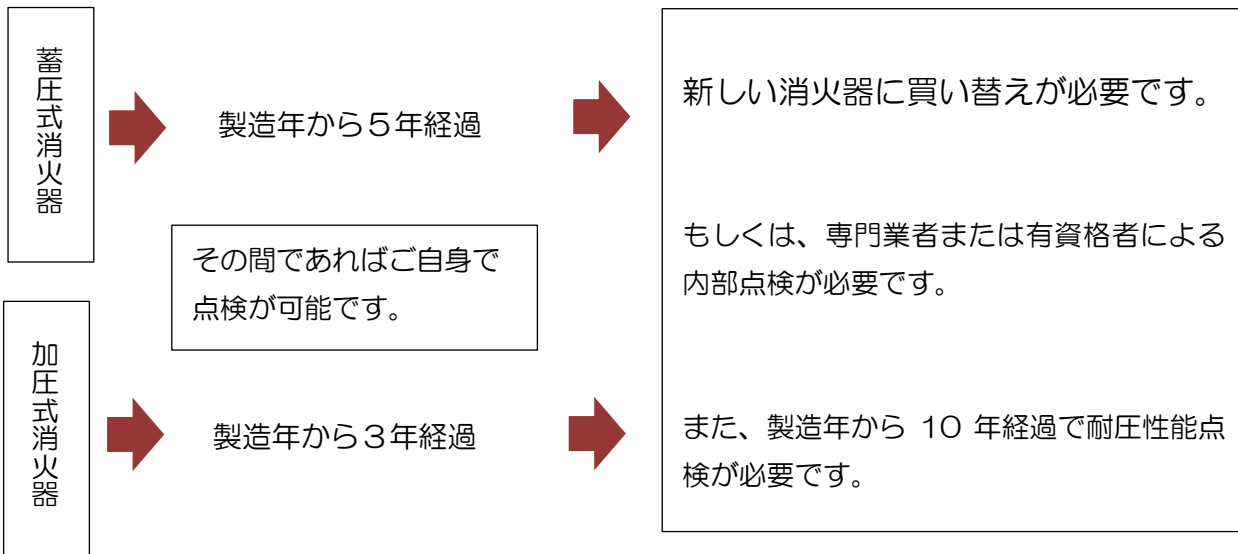
これ以外で火気使用設備・器具を使用している飲食店は消火器の設置が義務になります。

2 施行日 2019年10月1日

2019年9月30日までに消火器の設置をお願いします。

3 設置義務化に伴い、消火器の点検・報告が義務になります。

- ・飲食店の関係者（所有者・管理者・占有者）は、設置された消防用設備等（消火器）を定期的に点検し、報告することが義務になります。
- ・飲食店の場合、半年ごとに点検し、1年に1回近隣の消防署へ報告しなければなりません。 ※石岡市の場合は石岡消防署もしくは八郷消防署に報告してください！



当市消防本部では、蓄圧式消火器を推奨します。

蓄圧式は消火器内部の圧力が一目でわかること。加圧式のものには製造日から3年で内部点検が必要であるため蓄圧式は2年間長くご自身での点検が可能なのが大きなメリットになります。消火能力は蓄圧式・加圧式の消火器ともに同等ですので消火器選びの参考にして下さい。

蓄圧式消火器には
圧力計があります。



このように圧力を
確認できます。



【連絡先】

石岡市消防本部 予防課

TEL 0299-27-6125 (直通)

不明な点がありましたらお気軽にお問合わせ下さい。